

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第484回

令和5年5月30日（火）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第484回 議事録

1. 日時

令和5年5月30日（火） 10:00～11:15

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

原子力規制委員会

杉山 智之 原子力規制委員会委員

原子力規制庁

小野 祐二 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長代理

志間 正和 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

金子 真幸 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

島村 邦夫 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

澁谷 憲悟 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

日本原子力研究開発機構

星 亜紀子 バックエンド技術部 技術主席

岸本 克己 工務技術部 次長

横堀 智彦 バックエンド技術部 高減容処理技術課 課長

須藤 智之 バックエンド技術部 放射性廃棄物管理第1課 マネージャー

鈴木 武 バックエンド技術部 放射性廃棄物管理第1課 マネージャー

木下 淳一 バックエンド技術部 放射性廃棄物管理第2課 マネージャー

森 優和 バックエンド技術部 放射性廃棄物管理第1課 主査

森田 祐介 バックエンド技術部 放射性廃棄物管理第2課

北原 理 バックエンド技術部 高減減容処理技術課 主査

4. 議題

- (1) 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の放射性廃棄物の廃棄施設に係る設計及び工事の計画の認可申請について

5. 配付資料

- 資料1-1 「放射性廃棄物処理場における設計及び工事の計画の認可申請（その9）」概要
- 資料1-2 別添資料 申請漏れの無いことの確認プロセス

6. 議事録

○杉山委員 定刻になりましたので、ただいまから第484回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を開催いたします。

議題は、お手元にお配りの議事次第に記載のとおりです。

本日の会合は、テレビ会議システムを利用しているため、音声等に乱れが生じた場合には、お互いその旨を伝えるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、議題1、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の放射性廃棄物の廃棄施設に係る設計及び工事の計画の認可申請についてです。本件は、令和5年3月24日付でJAEAから申請されました。本日の審査会合では、申請の概要を御説明いただくとともに、本申請が9回にわたる分割申請の最終回であることから、全体を通して申請に抜けや漏れがないことに関するJAEAにおける確認プロセスについても御説明いただきます。

それでは、JAEAから資料の御説明をお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（岸本次長） 原子力機構の岸本です。本日は、よろしく願いいたします。

今、御説明がありましたとおり、今回の放射性廃棄物処理場の設工認申請は、分割申請させて合計9回させていただいているのですけれども、その最終申請となります。ということで、まず最初に今回はボリュームが11編と非常に多いものがございますから、全体概要を説明させていただきまして、今お話ししましたとおり今回最終申請ということで、抜けがないこと、そこについても説明をさせていただきます。

それでは、担当者から説明させていただきます。

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） 原子力機構、横堀と申します。

それでは、私のほうから本日の議題であります「放射線廃棄物処理場における設計及び工事の計画の認可申請（その9）」、こちらについての概要のほうを御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

資料ですけれども、まず、はじめに、設工認（その9）に係る全体の概要を通して御説明をさせていただきます。その後に二つ目としまして、審査の進め方ということで、今回非常にボリュームが多い申請となっておりますので、今後の審査の進め方について御説明をさせていただきます。最後に放射性廃棄物処理場における設工認申請の漏れ確認、こちらのJAEA側の確認プロセスについて御説明をさせていただきます。

ページですけれども、2ページになります。設工認（その9）に係る全体概要ということになりますけれども、こちらの図が放射性廃棄物処理場で所掌する全14施設になってございます。そのうち、今回赤字で囲ってある施設が設工認（その9）の申請に係る施設となっております。

続いて3ページでございます。申請の経緯としまして、放射性廃棄物処理場におきましては、本来設工認はこの赤字のとおり一括で行うというところでございますけれども、分割で申請することで詳細設計から申請までの期間を短縮するというところから、新規制基準に適合するための工事、こちらを段階的に完遂するというところから、各施設の安全性を合理的に高め、適合性確認終了までの期間、維持管理に不可欠な活動などをより安全に遂行することができるということから、今回これまで分割申請を行ってきておりまして、この表のとおり、これまで8回分申請を行いまして、認可をいただきまして、工事、それから検査まで全て終了しているものでございます。

次のページ、4ページになりますけれども、今回設工認（その9）の概要（全体構成）になります。こちら表のとおり1編から11編までの構成で（その9）として申請をさせていただいております。こちら、工事のある部分も幾つか含まれております。そういったところもございまして、この後各編について概要を簡単に、御説明をさせていただきたいと思っております。

ページ、ちょっと飛びまして、ページでいう6ページ以降になりますけれども、こちら概要を示したものでございますので、こちらの資料で御説明をさせていただきます。

まず、第1編でございます。外部事象影響について概要を御説明させていただきます。

こちらは、第1編につきましては、自然現象、それから人為による事象、そういったものの中で、処理場として考慮すべきもの、必要な部分ということで、こちらの緑の枠の中

に示したもので概要を御説明させていただきます。

まず、外部火災になります。こちらは、敷地外の森林火災が迫った場合、それから敷地外の近隣の産業施設、半径10キロ以内にある産業施設等における火災、爆発が発生した場合、それから原科研の敷地の中に設置しているLNGタンク、これが爆発した場合、それから敷地の中に航空機が落下した場合の火災、そういった場合を想定したもの、それで評価を行って、施設の安全機能を損なわない設計とするということになってございます。

続いて、(2)番で竜巻になります。こちらは、半径20km範囲における過去の記録を踏まえまして、処理場としては、影響が最も大きい藤田スケールF1竜巻、最大風速49m/s、こういったものを考慮しても、施設の安全機能を損なわない設計とするというものでございます。

続きまして、8ページになります。(3)番落雷でございます。こちらは、既設の建築基準法に基づきまして、従来からついている避雷設備になります。こういったものについての申請となります。なお書きのところで記載をさせていただいておりますけれども、一部第2廃棄物処理棟の避雷設備、こちらにつきましては、高経年化の影響も踏まえまして、接地極の部分のみになりますけれども、更新工事を行うということで一部工事が発生するものでございます。

続いて(4)番目、生物学的事象です。こちらは、換気が必要な施設がございますけれども、そちらの換気系、主に吸気のところになりますけれども、枯葉等の混入または小動物による影響を受けない設計ということで、フィルタを設けているというようなところの設計となっております。

(5)番目、有毒ガスになりますけれども、こちらは、減容処理棟のみが該当しますけれども、こちら溶融設備で使うアンモニアガスを使用する設備を有しておりますので、こちらの使用する機器には、漏えいし難い構造とするということ、それから有毒ガス、アンモニアを使用する室、こちらについてはガス漏れ検知器を配置する。

また、有毒ガスの供給源自体は、建家の外に設けるといったものになってございます。

(6)番目、電磁的障害、こちらについては、高圧受電盤等がございますので、そちらについて電磁的障害の影響を考慮した設計といったものになってございます。

設計仕様1の抜粋で恐縮ですけれども、避雷設備、先ほど工事が発生する第2廃棄物処理棟の避雷設備、こちらの写真で示した排気筒がございまして、その上に避雷針がございまして、この部分は、ずっと既設であるのですけれども、この右側の図、更新工事のところ

です。この地中の部分だけになりますけれども、ここに接地極が埋設されております。こちらの接地極について更新工事を今回行うといったものでございます。

これらの技術基準規則への適合性ということで、こちら第8条外部からの衝撃による損傷の防止に該当するものでございます。外部火災につきましては、先ほど申し上げたとおり、安全機能を損なわないことを評価によって確認をしておりますが、その外部火災については、森林がある場合には、その森林と施設の離隔距離、この距離が評価に影響しますので、その森林が拡大することがないように樹木を管理するということを保安規定、または下部規定などに定めて管理をしていくということとしております。

(2)番の竜巻、こちらにつきましても、評価において安全機能を損なわないことを確認をしております。ただし、今後配置するものであったり、そういったことも全て含めまして、影響を及ぼすような飛来物を確認した場合には、飛来防止対策を講ずるということで、こういったことをしっかり保安規定等に定めることとして管理をしていくというものでございます。具体的には、既に一部使用承認の施設などではやっておりますけれども、重量化を図って飛ばないようにするといったような対策を講ずることとしております。

(3)番目、落雷ですけれども、こちらは、落雷による安全機能を損なわないような避雷設備を設けるといったもの。それから、生物学的事象、(4)番については、小動物などに影響を受けないようにフィルタを設けるといったものになってございます。

続きまして、人為によるものですけれども、1番の近隣の産業施設の火災・爆発、こういったものについても、評価によって安全機能に影響を受けない、安全機能を損なうことはないことを確認しているというものでございます。

それから、航空機の落下による火災、こちらについても同様に評価を行いまして、影響がないことを確認してございます。また、この航空機落下につきましては、落下により森林火災が発生するといった熱的影響、最も厳しい条件となるような重畳も評価を行ってございまして、安全機能を損なわないことは確認しているものでございます。

有毒ガスにつきましては、供給源の建家外に設けるといったこと、それから漏えいし難い構造やガス漏れ検知器を設けるといったことで適合するというものでございます。

電磁的障害、こちらについても、影響を考慮した高圧受電盤ということで、筐体であるとか、そういったものが金属製というか、鋼製なものでできているとか設置をしている。そういったことで影響を考慮した設計となるということで、適合性の説明を記載してございます。

以上が、1編の概要になります。

続いて、2編になります。

こちらが、誤操作防止に係るインターロックの設置というものでございます。こちらは、既設で従来からついている機能でございまして、今回、設工認を新たに対応するというところで申請をするものでございます。設計条件につきましては、こちら(1)番で、液体と固体の廃棄設備がございすけれども、液体のほうは、排水口以外の箇所から液体状の放射性物質の排出を防止できる。それから、固体については、誤操作により放射性物質の散逸を防止できるということになってございます。

設計仕様は、こちらに一覧を示しておりますけれども、固体のほうは、主に二重扉などを設けております。そういった二重の扉やシャッターの開閉、そういった部分で同時に開放しないということで、そういったインターロックを設けるというものでございます。

真ん中の第3廃棄物処理棟のみが、セメント固化装置、こちらのみが液体廃棄物の廃棄設備となつてございまして、こちらは、フードを設けておりますので、そのフードの中で取り扱うわけですけれども、その出入口が開いている状態だと混練物が排出できないといったインターロックを設けております。そういったことになってございます。

技術基準への適合性ということで、こちらは、第35条ですね。廃棄物の処理設備、こちらの1項6号と7号に該当するというところで、6号のほうは液体廃棄物のほうですけれども、こちらは、誤操作防止による先ほど御説明したインターロック、これを設けることによって排水口以外の箇所において排出することがないようにするといったもの。

それから、第7号が固体廃棄物の廃棄設備ですけれども、こちらも誤操作防止に係るインターロックを設けることにより、廃棄する過程において散逸し難いものということで、適合性の説明を記載してございます。

続きまして、第3編になります。3編は、こちら減容処理棟のみになりますけれども、金属溶融設備及び焼却・溶融設備の圧力逃し機構の設置ということになります。こちら、続いて、設計条件と設計仕様になります。ページが16ページになりますけれども、設計条件としましては、まず、圧力逃し弁ということで、炉内の圧力が異常に上昇した場合に圧力を逃がすということで、強度や耐食性、そういったものを有する材料で設計するということが一つございます。

それから、(2)と(3)は、これ設備が違うだけで内容は一緒でございまして、圧力が異常に上昇した場合に作動する圧力逃し弁ですね。こちらを設けて圧を逃がすことができる設

計というものになります。

それから、(4)のほうは、圧力逃し弁から出た排気、逃げた排気ですけれども、こちら排気の系統を独立した系統としておりまして、その後段に高性能のフィルタユニットなどを設けておりますので、そちらを通した後に排気筒において排出するといったものになってございます。

また、フィルタユニット自体には、フィルタ交換用点検口を設けまして、容易にフィルタが交換できる構造とするといったものになってございます。

設計仕様ですけれども、金属熔融設備のほうは、型式は、スイング逆止式といった形の圧力逃し弁となっております。材質はステンレス鋼で、SUS304でできたものになってございます。作動圧力は、こちらは9.8kPa以下で作動すると。もともと両施設とも、負圧制御で通常運転してございますので、正圧になった段階で、早い段階で作動するといったものになりますけれども、この範囲で作動するというものでございます。

また、焼却熔融設備のほう、熔融炉焼却炉は二つございますけれども、どちらも重錘式ということで、こちらもステンレス鋼ということで、SUS304、それからSCS13、そういったステンレス鋼でできたものになってございます。

作動圧力は4.9kPa±10%ということで、ちょっと型式は、それぞれ金属と焼却では違いますけれども、ある一定の圧がかかった際に自動で作動するといった圧力逃し弁の設計となっております。

また、後段には、排気フィルタユニットということで、それぞれ高性能フィルタやプレフィルタなども設けておりまして、捕集効率は99%以上というものになってございます。

続いて、17ページ以降に適合性の説明を記載しておりますけれども、技術基準、まず第12条、材料及び構造、こちらの1項第1号のところですが、容器等がその設計上、要求される強度及び耐食性を確保できるものということで、こちらは、材質をステンレス鋼とすることによって強度や耐食性を確保するといったものでございます。

続きまして、13条の安全弁等ということで、こちらは、安全機能の重要度に応じてということで、こちらの設備は安全機能の重要度分類のクラス3に該当する設備となっております。こちらの設備で、圧力の過度な上昇を適切に防止する性能を有する圧力逃し弁、先ほど設計仕様の際で御説明した作動圧で作動するような圧力逃し弁を設けるといったもので、要求事項は満足するといったものでございます。

続きまして、18ページになりますけれども、第15条放射性物質による汚染の防止、こち

らの第2項のところ、安全弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを安全に廃棄し得るよう設置されたものということで、こちらは弁から排出された放射性物質を含む流体、気体になりますけれども、こちらを安全に廃棄するためのフィルタユニットを設けているということになります。

それから、その下の第21条の安全設備の第1項第3号になります。こちらは、安全設備は、設計基準事故時及びその設計基準事故に至るまでの間、想定される全ての条件、環境条件においてと、その機能を発揮することができるものということで、放射性廃棄物処理場、本圧力逃し弁も含めまして、処理場におきましては、安全設備に該当する設備はなく、設計基準事故というものもないのですが、許可において、こういった環境条件が影響するような溶融設備、これは高温下で処理を行うものでありますので、許可上安全施設としてこの想定事故、設計基準というわけではないのですが、想定事故時に至るまでの間に想定される高温下での異常な圧力上昇、そういったものが生じた際に作動する圧力逃し弁を設けるということで、こちら適合条項としてございます。

続きまして19ページです。第35条の廃棄物の処理設備になります。こちらの1項1号が気体廃棄物の処理ということで、先ほど申し上げた独立した系統を設けておりますので、そこから周辺監視区域ですね。外の空気中の放射性物質の濃度、濃度限度を超えないように高性能フィルタを設けるというものでございます。

それから、1項の第4号ですね。こちらも気体のところになりますけれども、こちらも系統は独立した系統とすることで、排気口以外の箇所において排出することがないというものでございます。

それから、第1項の第5号になります。こちらは、フィルタの交換用の点検口を設けておりまして、高性能フィルタとの取替は容易にできる構造となっております。

それから、第7号散逸防止ですけれども、こちらも圧力が上昇した際に、弁が作動してフィルタを通して、排気筒から排出するというので、その廃棄する過程において、散逸し難いものとなっております。

以上が、第3編になります。

続きまして、第4編でございます。管理区域外への漏えい防止及び溢水防止対策になります。こちら、まず21ページになりますけれども、液体状の放射性廃棄物の漏えい防止ということで、こちらは、まず1番目としまして、こちら施設内部の床面や壁面ですね。こちらは塗装、それから樹脂製のシートやステンレスライニングなどを施工して、漏えいし

難い設計とするというものでございます。

それから2番のところ、液体廃棄物を扱う廃棄設備の周辺ですね。こちらには、堰を設けて、かつその堰については、最大の塔槽類から漏えいした場合に、その全量を受けることができる容量を有する設計と。

それから、一部ですね、(3)番になりますけれども、蒸発処理装置・Iという、第3廃棄物処理棟に設ける設備がございますが、この周辺に設ける堰については、一部今回設工認申請で工事を伴うものとして、堰の嵩上げをすることで全量を受けられるようにするというので、一部工事が発生をいたします。

それから(4)で、濃度限度を超える放射性廃液を取り扱う室につきましては、建家外に通ずる出入口、または、その周辺部に堰や傾斜を設けて漏えいを防止するという。それから、貯槽関係については、地震を起因とするスロッシングですね。こういったことを評価して、あふれ出ることがないことを確認するといったものでございます。

2ポツ目としまして、第2廃棄物処理棟の溢水防護対策ということで、こちらは、全施設評価は行いまして、この第2廃棄物処理棟の一か所ですね。追加の工事が必要ということになりますので、そちらの工事が一部発生するというもので、中身としましては、嵩上げですね。こちらも堰の嵩上げをして、漏えいを防止するということになります。

具体的に、次の22ページ以降に、工事する案件の設計仕様を概要で御説明をつけてございます。こちらが、第3廃棄物処理棟における堰の嵩上げ、こちら写真のとおり、堰があるのですけれども、この堰の高さがちょっと全量を受けるには足りないということで、こちらの堰を左の図のとおり、嵩上げをする工事を行うといったものでございます。

続いて、23ページ、こちらが第2廃棄物処理棟の既存堰の嵩上げということで、こちらは、この下の平面図の左上のところになりますけれども、A-A'断面のところを見ていただくと、ここに扉がありまして、このホット機械室側からその外側にある隣接する部屋が、この平面図上見えないのですけれども、部屋がございます。こちらがPA-B1F-2というところになりますけれども、このところに、具体的な写真は右にありますけれども、扉のところの下部分ですね。ここに鉄板を施工して、コーキングでしっかりと充填した状態で漏えいがないような嵩上げをすることで、隣接する部屋に流入しないような工事を一部行うといったものでございます。

技術基準への適合性ですけれども、24ページ以降になります。

まず、第15条の4項です。こちらの人が頻繁に出入りする建物の内部の壁、床のうち、

汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがある表面ということで、こういった床面、壁面については、塗装や樹脂製シート、ステンレスライニング等を施工するといったものでなっております。

それから、第19条溢水による損傷の防止ということで、第1項につきましては、溢水の発生による安全性を損なうおそれがある場合には、防護措置として堰の嵩上げですね。先ほどのとおりそういった対策を行うということになってございます。

それから2項につきましては、管理区域外に通ずる出入口、こういったところには、堰等を設けるといったもの。それから、貯槽等ですね。各貯槽等から地震によるスロッシングのところですが、液体があふれ出るおそれがなく、管理区域外へ漏えいしないことを確認しているということで、こちら評価によってスロッシングによるあふれ出ることがないことを確認しているものでございます。

続きまして25ページになりますけれども、35条の第2項になります。こちら2項の第1号ということで、こちらは、先ほど来、御説明のとおり、壁、床等の塗装やステンレスのライニングなどの施工で漏えいし難いものとするといったことになります。

第2号につきましては、こちらは、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部、こういったところにつきましては、最大容量の塔槽類の全量を受け止められる堰を設けるといことで漏えい拡大防止を図るというものでございます。

それから、第3号につきましては、濃度限度を超える液体状の放射性物質を取り扱う室で、建家外に通ずる出入口等に堰を設けて、漏えいを防止するといったものでございます。

続きまして、第5編の概要になります。ページ数で27ページになりますけれども、こちら第5編、放射線管理施設の耐震性能確認ということで、こちらにつきましては、一部放射線管理施設、室内ダストモニタや排気ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタなどになりますけれども、こういった施設につきまして耐震クラスの耐震重要度に応じて算定した静的地震力に耐えるよう、耐震設計をするということで、Cクラスになりますけれども、そちらを満足するような設計ということになります。

28ページのところの設計仕様ですが、今回、ここを工事を伴いますけれども、簡易な工事になりますけれども、耐震Cクラスを満足するあと施工アンカーへの交換を行うということで、一部の施設についてガンマ線エリアモニタや室内排気のダストモニタ、そういったものの固定のボルトをあと施工アンカーということで、新しいものに交換をするということ。ただ、仕様でM6やM8と書いていますけれども、こちらのサイズ等は変わるも

のではありません。簡単に図面を示しておりますが、これはエリアモニタの図面ですけれども、非常に軽量なものでございまして、ボルトもそれほど大きなものではないのですけれども、そういったアンカーの部分ですね。ここを更新する工事を行うといったものでございます。

適合性の説明につきましては、30ページのとおり第6条地震による損傷の防止ということで、固定アンカーをCクラスを満足するものに交換することによって、Cクラスは満足するといったものになってございます。

続きまして、第6編、31ページ以降になります。通信連絡設備の設置というものでございます。こちらにつきましては、異常が発生した場合に、相互に連絡ができるようにするといったものでございます。このうち、施設側に設けるもの、事故現場指揮所、そういったところに設けるものを今申請の対象としておりまして、それと対応する現地対策本部、そういったもの、対策本部側に設ける通信連絡設備につきましては、こちら記載のとおりNSRRの当時の設工認申請を行っておりまして、認可をいただいたものとなってございまして、そちらを共用する設備ということで、本申請の対象外とさせていただいております。

設計の仕様ですけれども、33ページが施設間の通信連絡設備ということで、こちらは、指揮所と対策本部での通信連絡を行う際に、指揮所側に設置する通信連絡設備ということで、各指揮所が一番左側に記載をしております、その指揮所で事象対応をする、発生施設ですね、事象が発生した施設が隣に書いてございます。ここで必要なものとして、固定電話や携帯電話をこちら記載の台数を配置するといったものでございます。

続きまして、34ページが、処理場内の通信連絡設備ということで、こちらは事象発生施設と事故現場指揮所側で対応する通信連絡設備ということで、ページング設備や固定電話、携帯電話、トランシーバー、そういったものを必要台数設けるといったものでございます。

具体的な設計仕様のほうですけれども、35ページのところにまず指揮所に配置するものとしまして、固定電話や携帯電話、それからページング、それから一部の施設については、長距離用のトランシーバーを指揮所に設けるといったものでございます。

36ページが、今度事象の発生施設側に設けるものとしまして、固定電話、携帯電話も必要台数ございますけれども、大きなところはページングですね。こちらページング設備を必要台数設ける。それから、施設内で使用できるようなトランシーバー、また屋外との通信ということで、長距離用のトランシーバーをそれぞれ配置するといったものでございます。

適合性の説明ですけれども、37ページのとおり、42条通信連絡設備等というところの第1項のところ、処理場の関係各所に対して、必要な指示ができるように通信連絡設備を設けるといったもので、また指揮所にも対策本部と相互に連絡するための通信連絡設備を設けるといったものでございます。

続きまして、第7編避難用照明、誘導標識、誘導灯などの設置になります。こちら39ページが設計条件となっておりまして、こちらは建家内に容易に識別できる避難通路や避難口を確保するための避難用照明や誘導標識、誘導灯を設置するといったものでございます。

また、照明用の電源が喪失した場合にも機能を損なわないということで、蓄電池だったりそういったものを設けた照明などを設置するというものでございます。そういったものは、当然、喪失した場合には自動的に点灯して必要な照度を確保するというもの、あと、異常が発生した場合に使用する照明器具も配置するというようにしてございます。

設計の仕様ですけれども、40ページ以降になります、それぞれこのような形で、各建家に避難用照明や誘導灯、誘導標識、そういったものを必要な数を設置するというもの。

それから、異常時用の照明としまして、各建家のほうに1台ずつ充電式の投光器を配置するといったものでございます。

機能としましては、当然、誘導標識、それから誘導灯などは、消防庁の登録認定機関の認定品とするということ。それから、自動で照明が切れた際には、蓄電池などを内蔵してもしくは蓄光式のものも含まれますけれども、照明用の電源喪失時にも目視で確認ができることというものになります。

それから、時間や明るさについても、こちら記載のとおり、1ルクス、また2ルクス以上ということで、それは照明の種類によって変わりますけれども、そういったものを確保する。それから点灯時間は10分以上ということで、そういったものを確保できるようなものとしてございます。

こちらの適合性ですけれども、42ページになります、第20条の安全避難通路等ということになります。こちら、先ほど御説明したとおり、避難用照明や誘導標識、誘導灯を設けたり、あとは電源喪失時でもちゃんと給電ができるようなものを設けるといったところですね。あと異常が発生した場合に用いる充電式の投光器を配置するというように、そういったことで適合性の説明としてございます。

続きまして、43ページ以降が第8編になります。こちらが処理前廃棄物保管場所及び発

生廃棄物の保管場所の構造及び容量になります。

こちらにつきましては、許可で示しております最大保管本数ですね。こちらを保管できる処理前の廃棄物保管場所を設けるということで、こちらは、基本全て鉄筋コンクリート造の建家内にもともと設けてある部屋になってございます。

それから、次のページ45ページになりますけれども、こちらが発生廃棄物保管場所ということで、こちらも右側に許可で示した最大保管本数、こちらを保管できるような場所を設けるということで、一部は箱型鋼製のもの、保管庫のようなものもございしますが、あと残りは鉄筋コンクリート造の各建家に設ける部屋、そういったエリアになってございます。

こちら設計仕様ですけれども、こちらは、それぞれの寸法を示して、先ほどの最大保管本数が置けるような寸法を確保するといったもの、それから、一部ラック式のものや立体棚構造になっているもの、そこは、棚の数などで確保できるような設計とするというものでございます。発生廃棄物も同様でございます。

48ページの適合性のところの説明でございますけれども、36条の保管廃棄設備になります。こちらは、必要な最大保管本数が置ける容量ですね。こちらを有するという事。それから、床、壁など、こういった構造については、保管場所は鉄筋コンクリート造、または箱型の保管場所というものについては、鋼製ということにするということで、こちらの汚染が広がらないような構造となっております。

続きまして、49ページ以降が第9編になります。

9編は、固体廃棄物一時保管棟の構造ということで、遮蔽性能や耐震性能確認及びその容量というものになってございます。

こちらの構造は、こちらに示しているとおりでございまして、耐震Cクラスで鉄筋コンクリート造の地上1階建ての建物になっております。主にこちらは、処理前の廃棄物保管場所になってございまして、可燃性の固体廃棄物を保管する場所。能力としては、200Lドラム缶換算で800本ということになってございます。こちら十分な容量を有するという事になります。次のページの51ページになりますけれども、こちらの施設は、核燃料物質の使用の許可というものを取得して、施設検査に合格している施設でございまして、この炉のほうの許可を取った施設になってございまして、平成2年に建築した施設ということで、いわゆる新耐震、昭和56年以降に建てた新耐震の基準で造られた建物になってございまして、当然建設当ても許容応力度や保有水平耐力の基準は満足していることを確認してございます。

また、その後、建築基準法の関係の規定なども変わってございます。平成19年にも大きな改定がありましたので、そういった最新の基準を踏まえて再評価を行いまして、許容応力度や保有水平耐力が耐震Cクラスの基準を満足することを確認してございます。

また、地盤につきましても、接地圧が地耐力以下であることを確認しておりますので、新たに何か工事をして耐震を満足させるとか、そういったことは不要というものでございます。

また、遮蔽のほうも、鉄筋コンクリート造で開口部は搬入口以外には設けないということで、そういった部分で確保できるような十分な設計となっているものでございます。また、容量も十分確保できる広さを確保しているというものでございます。こちら、52ページに平面図や写真でイメージの写真をつけております。具体的には、こういった箱型の金属製の容器の中に可燃性の廃棄物を収納して処理前の廃棄物としてここに保管するということで、エリアは、この図の左側に書いてあるとおりとなっております。

こちらの適合性ですけれども、まず53ページのほう第5条地盤、それから下の第6条地震、こちらにつきましては、先ほど御説明のとおりでございます。

第16条遮蔽につきましてですけれども、こちらにつきましても、遮蔽の計算も添付させていただいておりますが、こちらも計算書を添付して、十分影響がないことを確認をしているというものでございます。

また、ガンマ線、それからスカイシャイン線、こちらにつきましても、本当に近隣にある保管廃棄施設、容量が全然違うかなり規模が大きな保管廃棄施設に比べても十分小さいということで、本当に無視できるようなものであることを確認しているというものでございます。

続きまして、55ページ、第36条保管廃棄設備の1項1号のところ、容量の話と、あと開口部のない構造ということで、汚染が広がらない構造であったり、漏えいし難い構造ということになってございます。

続きまして、56ページ以降が第10編の消火設備の設置になります。こちらにつきましては、評価は全ての施設に対して、火災の防護対処設備が損傷を受けるおそれがないということの評価によって確認をしてございまして、その結果、特段新たに工事等で何か対応するということがないことを確認してございますので、申請としましては、こちら消防法等で設けているものになりますけれども、火災感知器、それから火災受信機、また、次のページで、消火器、消火栓、こういったものを必要台数設けるといったものになってござい

ます。

適合性の説明のところでは、59ページになりますけれども、第21条の安全設備の第1項4号の口に該当するというので、こちら熱感知器や煙感知器、煙感知器も光電式の分離型とスポット型とございますけれども、そういったものでそれぞれ必要な感知器を設けているといったものでございます。

また、受信機につきましても、職員等が滞在している建家、または、発生施設に隣接する建家の出入口等に設けておきまして、早期に覚知できるように配置をしてございます。

また、夜間・休日など時間外も含めて、中央警備室にも警報が発報する設計となっております。消火器・消火栓につきましては、消防法に基づいて設置しているといったものでございます。

最後、第11編になりますけれども、60ページ以降になってございます。第2廃棄物処理棟のセル排風機動力ケーブルの更新ということになります。こちらにつきましては、もともと難燃性のケーブルということで、こちら第2廃棄物処理棟のセル排風機に関しましては、セル内を24時間換気するという設備でございまして、こちらの動力ケーブルについて難燃性のケーブルに更新するというので、こちらの600V架橋ポリエチレンのそういったシースケーブルに更新を全て更新するといったものでございます。適合条項は、第21条安全設備の1項4号のイに該当するところ、難燃性の材料を使用するといったものになってございます。

長くなりましたけれども、以上が概要の説明になりまして、大変恐縮ですけれども、ページちょっと戻りまして、こちらのページ数5ページになります。

こちらが、今後の審査の進め方になります。冒頭申し上げましたとおり、11編構成で、ボリュームが非常に多いということもございまして、こちら記載のとおり、審査会合を4回、本日も合わせて全4回に分けて審査をお願いしたいというものでございます。

2回目が、こちら記載の2編、3編、6編、7編、8編、9編ということで、こちらは分割の考え方としましては、特段規制庁殿で出しております評価ガイドですね、こちらに基づく評価がないもので、かつ工事も不要ということ、既設の設備であって、設計変更とか、不要なそういったものを第2回にまとめて審査をいただきたいというものでございます。

真ん中の第3回が4編と10編ということで、こちらは評価ガイドに基づく評価があるものということで、4編は内部溢水の評価ガイドに基づく溢水影響評価になります。こちらは、工事が一部発生するものでございます。

10編に関しましては、火災ということで内部火災の影響評価ガイドで、工事は不要ですが、こういったガイドに基づく評価が必要になるということで、そういったものを3回目で審査をいただきたいというものでございます。

最後4回が1編、5編、11編ということで、こちらは全て軽微なものでありますけども、工事があるものとなってございまして、こういった整理で4回に分けて、今後審査のほうをお願いしたいというふうに考えてございます。

以上が審査の進め方になりまして、最後になります、長くなって恐縮ですけども、最後またページが飛びますけれども、ページ数でいきますと、63ページ以降になります。こちらが最終申請ということで、設工認の漏れ確認のプロセスについて、御説明をさせていただきます。まず後ろのほうでちょっと概要をつけておりますので、詳細をつけておりますので、こちらのページは割愛しまして、詳細を後ろのほうで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、64ページに確認をした体制図をつけております。まず、我々放射性廃棄物処理場は、全14施設ありますけども、こちらに示す3課室で所掌しておりますので、それぞれの課室の担当者が、資料のほうを作成しておりますので、それぞれの資料について、各課のマネージャーや課長といったライン職のほうで確認を行っております。その確認を踏まえまして、バックエンド技術部の部内品質保証委員会、そういったところで品証体系の中の委員会のほうで報告をして、確認を受けております。最終的にバックエンド技術部長の確認を受けております。今度、部から離れまして、第三者、バックエンド技術部以外の第三者の確認を受けまして、それを今度、所のほうですけども、原子炉施設等の安全審査委員会、こちらで報告をして確認をいただいております。その後、原科研の副所長、所長という形で確認を受けた、そういったプロセスで漏れのないことの確認を行っております。

具体的な確認の方法ですけども、まずちょっと参考資料のところ、ページとしましては、70ページになりますけども、こちら資料1-2をお付けしておりますけども、今回1-2をお付けしておりますけども、そちらに別表1、別表2、別表3ということで、資料をお付けしておりますので、そちらのボリュームが多いので、そちらの資料を使つての説明は割愛しますけども、まずその資料の作成の順番としまして、まず許可書から、機器設備を全て抽出しております。そういった抽出した機器設備について、別表の2のほうを先につくりまして、試験炉の技術基準規則への適合の可否を、整理を掛けております。それらを踏まえまして、今度、許可基準規則への対応及び後段規制の関係を整理するといった流れで確認

を、資料のほうは作成をまず行ってきております。

確認のプロセスになりますけども、ページちょっと戻りまして、65ページになります。まず別表1、後段規制との関係のほうの再確認ということで、こちらの番号付けをさせていただいておりますけども、こういった資料がございまして、一番左側がこれ許可の基準規則の適合条項があって、許可書の記載を書いたものになってございます。①番のほうは、こちら許可書の設計方針に対して、後段での対応が必要かどうかということを確認することということで、必要であれば丸をつけるといった形になってございまして、その隣、次に②番に行きまして、設工認対応が必要なのか、その隣の、ちょっとここは該当なかったもので丸はついてませんけども、運用による対応なのかということを確認することということで、この第4条ですかね、耐震のところ、これの例で示したところは、設工認の対応が必要ということ、こちらに丸をしているといったものになってございます。

丸がついているものについて、次に③番、こちらの赤の点線枠で囲ったところになりますけれども、こちらについては、まずこの、ここに番号付けをしております。番号が入っておりますけども、この番号については、ちょっと説明が分かりづらくて恐縮ですけども、次のページに、こちらの番号の紐付けを説明したものを付けております。まず別表1、左側が別表1の先ほどの拡大のところになりまして、1, 2, 9という形の番号がずっと入って、31まで入っております。この番号というのが、最初に作成をしました別表2ですね。こちらの上に通し番号1から、許可から洗い出した設備機器に対して、通しの番号をつけております。その番号と紐付いているものになってございます。

その番号の中で、ここでいうと1番建家になりますけども、その6条のところですか、6条1項のところ、丸がついております。これが、新たに申請対象となるものということで、こちらの別表1は括弧付けをしております。これが、新たに設工認申請が必要と、新規制対応の中で新たな申請が必要ということで整理をかけたものになってございます。

同じく、右側の下のほうを見ていただくと、24番、これ焼却処理設備になりますけども、こちら6条のところ丸がついておりますので、ここに24番とかにも括弧がついております。括弧がついてないところは、三角のものが付いてますけども、こちらは特に新たな申請は不要と、従来から認可を受けた設備で、特段新たに今回対応がするものではないということ、該当しますけども、新たな設工認対応が必要じゃないということ、括弧がついているものを別表に入れれば丸がついているものが申請対象ということになってございます。

ページ戻りまして、そういったここでのいう1番や24番の括弧がついているものですね、こちらについては、この丸4番のところに、それぞれ2-1のやつとか、記載をしておりますけれども、こちらが設工認の分割の回数と、ハイフン以降が編の数になってございまして、ここで示した例示のところにつきましては、設工認申請第2回の設工認、その2の第1編でこちらの建家と焼却処理設備、1番と24番は申請しているといった、そういったことになってございまして、こういったことを全てこの確認プロセスの中でチェックを行っております。

また、こちら令和2年の6月に審査会合で、こちらの資料については御確認をいただいておりますところではございますが、その後のヒアリングなどで、変更になった部分もございしますので、そういった部分につきましては、67ページになりますけれども、例えばアスファルト固化装置、こういったものは、ここに使用を停止するということになってございます。なので、もともと番号付けしておいたものは欠番という形で整理をかけて、特に今回、何ら設工認申請は不要といったものになってございます。

それから、一部この②番で書いたところがございすけれども、ここはセル排風機の自動消火設備というものを申請しておりますが、こちらもともと「-」にしておりましたけれども、セル排風機自動消火設備で鋼製のボックスを設けて、セル排風機自体を囲うんですけども、その鋼製のボックス自体が、耐震クラスが必要だという話がございまして、そこは確かに必要という判断をしましたので、6条新たに「-」から「○」に変更したり、そういった変更などもこれまで行ってきましたので、そういったところも、このプロセスの中で確認を行っております。

最後に68ページになりますけれども、それらの確認した丸が、別表2で丸がついているものにつきまして、設工認申請書を新たに申請した9分割の設工認申請書を確認しまして、その設工認のどこの申請で、しっかり適合性の説明とかも含めて、添付書類の何に書いてあるか、また計算書、Cクラスまで不要ですけども、方針書がついているか。そういったところを確認して、別表3を作成しながらチェックを行って、全て漏れなく申請されているということを、確認を行っております。

説明が長くなり恐縮ですけれども、原科研からの説明は以上となります。

○杉山委員 それでは、議事に入ります。ただいまの説明内容に関しまして、質問コメント等ございますか。

○金子チーム員 規制庁、金子です。

今回は概要説明ということですので、詳細は次回以降、個別の審査で確認いたしますけれども、ちょっと説明資料の構成の問題かもしれませんが、1点確認させてください。

資料の1-1の13ページと14ページなんですけども、こちら第35条の廃棄物処理設備に関するところでございますが、すみません、13ページを見ると設計条件のところに誤操作による排出防止ということで、35条の要求を見ると、非常に限定的な設計条件になっています。後ろのほうに行くと、例えば同じ説明資料の25ページに行きますと、同じその技術基準規則の35条に関する説明が出てまいります。ということ踏まえると、あくまでも13ページ、14ページの話と、その25ページと、いわゆる35条の適合の説明は、複数の編にまたがって、いわゆる合わせ技みたいな形で説明をしていると、そういうことになるんじゃないか。

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） 原子力機構、横堀です。

おっしゃるとおりになります。

○金子チーム員 はい、分かりました。今回の審査の進め方を見ると、今代表事例として挙げた第2編と第4編は別の会での説明になってしましまして、その適合条文との要求、適合条文を踏まえた要求事項を満たしているかどうかという審査の中で、非常に分かりにくくなってくるのではないかと思います。したがって、一つの適合条文に対して複数の編にまたがる場合、特に審査会合の会をまたぐ場合ですね、そういった場合は混乱を生じる可能性がありますので、その適合条文と、各それぞれの編ですね、その関係をちょっと整理をしていただいて、整理表を見ながら一部限定しているように見えるけども、その残りのものについては、他の編で包括的に示されているとか、そういったものが分かるように、次回以降はしていただくと分かりやすいかと思いますがいかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（横堀課長） 原子力機構、横堀です。

承知いたしました。確かに、今回、複数の編の中で、適合条項がかぶるというか、同じ条項に対してバラけているところが、おっしゃるとおりでございますので、そういった部分がしっかり網羅的に把握できるような資料を1枚、作成をしまして、こちらの審査会合の資料にも追加をさせていただきたいと思います。

○金子チーム員 はい、よろしく申し上げます。

○杉山委員 ほかにございますか。

○島村チーム員 規制庁、島村です。

私のほうからは、最後に説明がありました許可整合性ですとか、技術基準の適合性に抜

け漏れ確認を行ったということで、その件について確認させていただきます。

まず許可整合性についてなんですが、このA3のほうの資料ですね、具体的な御説明は本日なかったんですけども、この資料1-2のほうなんですけれども、2ページ以降、別表1ということで、許可の条文に対して、許可申請書でどのように説明がされているかという記載がございまして、そこで赤字になっているのが、技術基準における新規要求事項の該当の部分が、赤字になっているという御説明だったかと思います。

それで、この別表1の4ページなんですけれども、こちらの上から一番左に許可基準規則の条番号が書かれておりまして、その第7条の不法侵入対策なんですけれども、こちらにつきましては、新規制基準で新たに旧基準には記載がなかった事項ということで、この4ページの別表1を見ますと、設置変更許可申請という欄がございまして、この7条の上から三つ目ですか、処理設備の運転及び制御に関する、すみません、一番上ですね、処理設備、保管廃棄施設を含む区域を設定し、区域への出入管理が適切に行える設計とするという記述がありまして、その右隣に後段での対応ということで、設備機器のほうには丸がなくて、運用による対応というところに丸印がありまして、したがって、その右にあります設工認申請の欄は、この斜線が引かれておりまして、設工認申請の対応はなしというような記載となっております。

ただ、この7条のこの部分につきまして、内容からしまして、運用での対応が主になるとか、それからあるいは核物質防護のほうでの対応になるとかということが主になるかとは思いますが、ただしほかの施設ですね、同じ原科研のSTACYですとか、あるいは大洗廃棄物管理施設につきましては、この今御説明したところに対して、設工認申請を行っているという事例がございまして。

この辺同じJAEAなんですけれども、何か共通の考え方というものがあれば、御説明をいただきたいんですけども、本日この件について、詳細については後日でも構わないかと思うんですけども、本日何か御説明いただけることがあれば、御説明お願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（岸本次長） 原子力機構、岸本です。

詳細については、ちょっと後日説明とさせていただきたいんですけども、基本的には施設の特性というところを踏まえまして、それに合わせて処理場の場合には、運用、いわゆる出入管理、出入管理で運用というところで整理をさせて、この要否整理のときですね、三、四年前になりますが、そういった経緯がございまして、その辺を今最初に申し上げたとおり、具体的に御説明させていただきたいと思います。

以上となります。

○島村チーム員 規制庁、島村です。

それでは、ヒアリングでまず詳しく御説明をお願いします。

○金子チーム員 規制庁、金子です。

今の点ちょっと補足させていただきたいんですけども、島村からありましたように、特に第7条の出入管理のところにつきましては、整理表上運用であるから設工認申請は不要であるという整理なんだろうと思います。すみません、これも繰り返しになっちゃいますけど、JAEAの他の施設は運用であるということで整理されているにもかかわらず、設工認申請がなされているというそういう考え方が提示されています。なので、施設間によって齟齬があるのか、それとも考え方が違うのか、そこは審査の段階で見極めていきたいと思いますので、そのような観点から整理のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○日本原子力研究開発機構（岸本次長） 原子力機構、岸本です。

承知しました。そういった観点からちゃんと御説明するようにさせていただきます。お願いいたします。

○澁谷チーム員 規制庁、澁谷です。

私のほうからは、資料1、2の別表の各表の関係について、質問をさせていただきます。今ちょうど皆さん4ページを開いてらっしゃいますけれども、4ページの8条のところ、火災による損傷の防止のところを右に見ていきますと、火災の発生防止とありまして、その一番上の段、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とするのところを、各棟で見っていきますと、B棟のところ、86番、88番とあり、E棟のところには、203番、208番、209番とあります。一例として208番を見ますと、この括弧がついているということは、この別表1では、申請を要する機器と、そういう整理になっているということになります。

次に、この208番の機器が、別表2、別表3でどこに出てくるかを確認しますと、まず別表2では、22ページ目になります。22ページ目を開けていただきますと、左端の200番の機器から、右端の215番の機器までが、22ページに出ておりますけれども、ちょうどその真ん中あたりに、208番の焼却処理設備というのがございます。

縦方向に見ていきますと、先ほど説明がありましたように、「○」が申請を要する、適合説明を要する設工認の条文ということになるかと思っておりますけども、この火災対応は、施

設工認では第21条、安全設備の第4号、イ、ロ、ハというところになりますので、208番の機器の第21条の第4号、いろはを見ますと、全てこのマイナス記号と、「ー」になっておりますので、申請を要さないという括りになっているかと思えます。同じように、第3表を拝見しますと、30ページに21条ありまして、ここの設備機器のところのリストを見ますと、やはり208番がないので、これは申請がないという整理になっているかと思えます。このように、別表間で情報の違いがあるように見えますけども、これは表の見方によるものなのか、あるいは表の作成や申請に何らかのミスがある可能性があるかということについて御説明をお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（岸本次長） 原子力機構、岸本です。お待たせして大変申し訳ございません。こちら、今回御用意した資料、審査会合、申請書のほうは正しくなっているんですけど、別表2のほうでの記載がちょっと資料上の、今回の審査会合の資料上のところで抜けていたということになります。大変申し訳ございませんでした。これ、責任者として深くおわびいたします。

○澁谷チーム員 規制庁、澁谷です。

承知いたしました。では、新しい資料をまた改めて提出していただくということによろしいでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（岸本次長） 原子力機構、岸本です。

承知しました。本当に申し訳ございませんでした。

○澁谷チーム員 規制庁、澁谷です。

○金子チーム員 規制庁、金子です。

今の問題なんですけども、そもそも目的が審査漏れのチェックのためにつくられた資料に、それぞれものにミスがあつてしまうと、何を確認しているのかよく分からなくなってしまいますので、多分転記ミスなのか何か分かりませんが、再度この別表1から3について、ミスがないかどうか確認していただいて、申請漏れがないかどうかも含めて、改めてまた説明をお願いします。まずは、事実関係についてはヒアリングで確認いたしまして、必要に応じて、また審査会合で議論させていただきたいと思えます。

○日本原子力研究開発機構（岸本次長） 原子力機構、岸本です。

承知しました。大変申し訳ございませんでした。

○澁谷チーム員 規制庁、澁谷です。

少し似た質問になってしまいますけども、もう1か所、この別表と今日のスライド資料

の関係について質問いたします。

1-2の大きなほうの紙の5ページの許可基準第12条安全施設のところですけれども、5ページの第12条の4段目のところを見ますと、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるように設計するとあります。その欄を右に見ていきますと、申請回というところがありまして、3-3、6-1、6-2、9-4、9-8、9-9、9-11とありまして、9-4、9-8、9-9、9-11は、その9の第4編、8編、9編、11編ということですから、今日の資料にも登場するのではないかと思われるんですけども、例えば今日のスライドの資料の11編ですと、1-1のほうの資料の61枚目、62枚目のところを見ますと、11条については、第21条の安全設備というところについてのみ扱っておりまして、先ほどの試験検査等を行うということだと、技術基準第11条の機能の確認等の性能維持に関することかと思うんですけども、11条は出てこないということになりまして、別表1とスライドでまた考え方が違うようにも見えるんですけども、それについて御説明をお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（岸本次長） 原子力機構、岸本です。

こちらに関しても大変申し訳ございません。これ、別表1というのは、当初まずこれ資料の更新ミスでございます。別表1というのは、当初、要否整理のときに作成したものがベースなんですけども、そこから今回ちょっと更新するにあたって、反映漏れがあったということになります。大変申し訳ありません。責任者として、こちらについても重ねておわびいたします。

○澁谷チーム員 規制庁、澁谷です。

冒頭で御説明がありましたように、今回分割申請の第9回目、最終回であることから、申請に抜け漏れがないということを規制庁側でも重ねて確認をしようとしていただいておりますので、正しい資料の提出をお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（岸本次長） 原子力機構、岸本です。

大変申し訳ありません。承知しました。厳正に確認してお出しします。すみませんでした。

○杉山委員 ほかにございますか。よろしいですか。

○金子チーム員 規制庁、金子です。

資料1-1なんですけども、今回詳しい御説明はありませんでしたが、資料の71ページですかね。もちろん、今回概要説明ですので、次回以降詳しい説明はいただくとして、この

中にフローチャートが出てきまして、設工認申請が必要なものと不要なものということで、例えば、新規制基準前に設工認申請済みですとか、要求事項に施設時から変更がないですとかそういうものがありまして、凡例をよく見てみると、同じページの上のほうに◎がありまして、新規要求事項であるが、過去の設工認で要求事項を満たしていることの説明がつくもの、このような説明がございます。この考え方に基づいて、これについては一定の理解はできるんですけども、この考え方に基づいて、実際の設工認の申請が過去になされていたのか、そういったことについては、個別の中身を見てみないと、本当に申請が不要であるということが適切なのかどうかというのは確認できませんので、まずはヒアリングで、この◎★△ですね、その適用が適切なのかどうかはまず確認をさせていただきます。それで、必要に応じてまたこの審査会合で議論させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（岸本次長） 原子力機構、岸本です。

承知しました。そこは、まず事実確認としてヒアリングの場で資料を御提示してお話しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○杉山委員 はい、そのほかございますか。よろしいですか。

全体を通してもし何かございましたらどうぞ。JAEAからでも構いません。

○日本原子力研究開発機構（岸本次長） 原子力機構、岸本です。

本日御指摘いただいた資料のミスにつきましては、重ね重ね本当に申し訳ございませんでした。しっかり確認して御提出をするようにいたします。どうも申し訳ございませんでした。

以上です。

○杉山委員 はい。それでは、JAEAは、本日の指摘事項に対する回答や、資料の修正等ですね、また、次回の会合の説明資料の準備をお願いいたします。準備が整い次第、審査会合で審議したいと思います。

それでは以上をもちまして、第484回審査会合を終了いたします。ありがとうございました。